

係長 中井 麻祐子

係員からの相談を最初に受けるのが係長です。いろいろな視点からアドバイスをして、プロジェクトの案に磨きをかけます。

課長 塚崎 裕子

プロジェクトの方向性を決めるのは課長。プロジェクト案の基本構想はしっかりしているか判断します。

課長補佐 森 奈美

係員が作成し、係長が磨き上げたプロジェクトの案を、更にチェックします。一人でも多くの国民に響くために。

係員 安原 歩美

プロジェクトの情報は、すべて、まず係員に入っています。情報を精査してプロジェクトの原型を作るのが係員の役割です。



## 育てる男が、家族を変える。社会が動く。

### 育児をしたい男性

男性の1週間の家事・育児時間は平均すると一日あたり1時間です。この数字に納得してはいけません。アメリカは3時間13分、フランスは2時間30分、スウェーデンは3時間21分。日本の男性の家事・育児時間が諸外国に比べいかに短いか、おわかりいただけましたでしょうか。

課長補佐 森 奈美  
平成8年入省



子以降の出生割合が高いという結果が出ています。男性の育児参加の希望をかなえることは、少子化対策という点でも効果があるのです。

このため、男性も子育てができる働き方を実現するため、改正育児・介護休業法を立案し、国会で可決・成立いただきました。この改正において、「パパ・ママ育休プラス（原則1歳までしか取得できない育児休業を、父母ともに取得する場合は1歳2か月まで取得可能とする制度）」を設けました。また、育児休業は原則として1度しか取得できないのですが、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合は、再度、育児休業の取得を可能としました。

これに加え、改正法の施行に合わせて平成22年6月に立ち上げたのが「イクメンプロジェクト」です。法律で制度を作ることにより男性の働き方を変えることも重要ですが、実際に働き方が変わるには、男性自身やその周りにいる人たちの意識も変えることが必要です。希望がかなって育児に積極的に関わっている男性の声を届けることで、男性が育児をすることについての社会的気運を高めることが、イクメンプロジェクトの役割です。

しかし、これは男性が家事・育児から逃げた結果ではありません。育児休業を利用したい男性は3割を超えていました。それなのに、「職場に迷惑がかかる」などの理由で育児休業を利用しない男性が多いため、平成21年度の男性の育児休業の取得率は1.72%です。

このように、育児に関わりたいという男性の希望が実現できていないのが現在の日本の状況です。しかしながら、厚生労働省の調査によると、夫の家事・育児時間が長いほど第2

## 働きたい女性

生産年齢人口が減少するなかで、女性の活躍は日本の活力を維持していくための鍵となっています。それにもかかわらず、6割以上の女性が第1子出産を機に仕事を辞めており、妊娠・出産前後に退職した理由を見ると、仕事を続けたかったにもかかわらず仕事と育児の両立の難しさでやめた方が4分の1もいらっしゃいます。一方、夫の家事・育児時間

が長いほど、第1子出産後の妻の就業継続割合が高いという結果が出ています。つまり、育児に関わりたいという男性の希望をかなえることは、仕事と家庭を両立したいという女性の希望をかなえることにもなるのです。

イクメンプロジェクトは、男性、女性、双方の希望をかなえ、日本の活力を維持していくことを目指しているのです。



係長 中井 麻祐子  
平成17年入省

イクメンプロジェクトの目的は、男性が育児に積極的に関わるような社会的気運を盛り上げること。そのためには、社会に効果的にアピールできるようなPRが必要です。特にイクメンプロジェクトのメインターゲットは、若いパパ・プレパパ世代。そのため、事業委託先と協力しつつ、若手の発想で、効果的なPR方法を

企画することが求められる仕事の一つです。シンポジウムや記者会見で若い世代に対して発信力のあるタレントを起用したり、映画や雑誌とのコラボレーションなど、等身大の発想がプロジェクトに取り入れられています。テレビで拝見するような芸能人の方とお会いすることもあり、貴重な体験です。

また、シンポジウムのシナリオ確認など事前準備も係長

の仕事です。当日は大勢の子ども連れのパパたちや企業の人事担当者の方に参加していただきました。達成感を感じるとともに、世の中の関心の高まりを実感しています。

イクメンプロジェクトでは、NPOや研究者、経営者やマスコミなど、それぞれの立場から仕事と子育てが両立できる社会の実現に尽力されている方々と意見交換し、企画に取り入れています。イクメンプロジェクトは、私たちプロジェクトメンバーだけではなく、様々な方の熱い想いに支えられていることを日々実感しています。

また、課の法規係長として、改正育児・介護休業法の施行も重要な業務の一つです。こちらもイクメンプロジェクトと表裏一体で進めるべきもの。「パパ・ママ育休プラス」など新しい制度に関する法解釈なども担当しています。

イクメンプロジェクトは、単にイクメンを増やすだけではなく、カップルで子育てができるよう社会のあり方を変えていく取組です。このような取組の一員として加われることに、とてもやりがいを感じています。



### プロジェクト立ち上げ

30日の改正育児・介護休業法の施行と合わせて、17日にイクメンプロジェクトを立ち上げました。プロジェクト公式HPで「イクメン宣言」の募集も開始。1週間で140件の登録をいただきました。



### イクメンシンポジウム開催

14日、イクメンプロジェクト推進チームのメンバー、イクメンセンター企業、イクメン代表によるパネルディスカッションを実施。イクメン代表は自作のお弁当や登園の様子を披露。

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月



### イクメンフォーラム開催

24日、男性向け育児雑誌「FQ」主催の「イクフェス2010」で、イクメンプロジェクト推進チームのメンバーと企業経営者によるイクメン談義を実施。テーマは、「イクメンは日本の社会活性化の起爆剤になるか?」

### イクメンセミナー開催

1日、朝日新聞社が立ち上げた「ダイバーシティ・プロジェクト」とタイアップして、記者会見を実施。イクメンタレント達が育児を通して感じたことを熱弁。

(プロジェクト担当:雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課)

課長補佐 山田 章平  
医療課は、様々な専門家が集まり、かつ、人数も60名を超える大所帯。課の所掌事務全体の取りまとめを行なう。



課長補佐 待鳥 詔洋

国立国際医療研究センターで働いていた放射線科専門医。専門的な立場から技術系診療報酬を担当。震災では福島県の現地へ派遣。

主査 関根 小乃枝

看護師としての専門知識や虎の門病院などの急性期病院で働いた経験を活かし、看護師の観点から次期診療報酬の改定に取り組む。震災では福島県の現地へ派遣。

歯科医療専門官

青木 仁

歯科医。歯科の診療報酬を中心に関係団体等との調整や医療の現場の実態を把握するための調査等を行なっている。

主査 井上 大輔

薬剤師の知識を生かし、医薬品施策の基本的な方向性を検討するとともに、10,000種を超える医薬品の価格設定を担当。

## 復興の第一歩



課長補佐 山田 章平  
平成10年入省(法令事務官)

ティブであるべき医療の姿を目指します。それが、私が所属する保険局医療課の仕事です。(診療報酬改定プロジェクト)

国的一般会計の税収が37兆円と伸び悩む中で、ひとつの課が保険料財源もあわせて税収と殆ど同じ額の医療費を扱っており、かなりの責任を伴います。

### 専門家のチームメート

医療課には60人以上の職員がいます。震が関でも最も大きな課のひとつですが、いわゆる法令事務官(※)は数人

しかいません。あるべき医療の姿を目指すのに、専門的な医療の知識・センスは欠かせません。法令事務官だけでは仕事はできず、どちらかというと、医師、歯科医師、薬剤師、看護師といった専門家のチームメートが主役の職場だといえます。私は専門家が集まる大所帯の中で全体を取りまとめる仕事をしています。

※法令事務官:ここでは、I種行政・法律・経済職の職員を指します。

### 来年は介護との「合同改定プロジェクト」

診療報酬改定プロジェクトは2年に一回行われるので、2年の周期でスケジュールと作戦を考えます。次の改定は2012年度4月です。従って、2010年度が改正内容の柱を考える一年で、2011年度がそれを具体化する一年となります。

また、介護報酬改定は3年に一度行われます。すなわち、6年に一度、診療報酬・介護報酬の「合同改定プロジェクト」が行われることになります。

2012年はちょうど「合同改定プロジェクト」の年に当たり、2055年の高齢者人口が40%を超える超高齢社会を控え、「合同改定プロジェクト」が注目を集めています。

## 復興の第一歩

2011年3月に、東日本大震災が起こりました。被災者はもちろん、医療関係者、行政、ボランティアとみな全力を尽くしていますが、ただでさえ深刻だった東北地方の医師不足が一層深刻になるのではないかと懸念しています。

今回の苦しみを乗り越えていく第一歩は、医療・介護を始めとする社会保障サービスです。しっかりとした社会保障制度がなければ、復興に向けた生活を始めることができません。社会保障は復興の土台なのです。

私はこの国を信じています。これまで繰り返し、幾多の大震災や戦禍を乗り越えてきました。単に乗り越えるだけ

でなく、乗り越えるたびに経済的に成長し、逞しい国になってきました。今回も必ずまた輝きを取り戻し、震災前よりさらに人への思いやりを持った国に生まれ変わると信じています。

私たちのプロジェクトは、復興の第一歩となるのであろうか、日本が輝きを取り戻す土台となることができるのであろうか、そんなことを考えながら仲間たちとプロジェクトに取り組んでいます。

診療報酬改定プロジェクトがまとまるまであと一年もあります。



係員 古賀 紳介  
平成22年入省(法令事務官)

### 医療課窓口としての役割

入省一年目の私の役割は、課の窓口として、大臣官房から来る仕事を課内の担当者に割り振り、取りまとめ、期日までに大臣官房に返すことです。医療課は、36兆円を越える医療費を診療報酬の算定方式の改定を行うことによって分配するという役割

を担っているため、日本国政府内の様々な部署(行政刷新会議、内閣官房…etc)や日本全国の都道府県、医療機関、患者さんから意見や要望を受けます。そのような意見・要望に対して、医療課では医療保険のあるべき姿を維持しながらも、多様になっていく医療ニーズや医療技術の進歩を医療保険でいかにして評価していくのかについて、常に頭を悩ませています。

### 仕事のやりがい

医療課は60人を超す大所帯の部局ですが、課の有する役割の大きさから、その業務量も非常に多くなっています。そのため、一年生であっても、閣議決定案文の素案を考えたり、告示を作成したりと国の政策立案に関わっていくことができます。業務は決して楽ではありませんが、自分が作成した告示について様々な関係者の方から問い合わせを受けると自分の仕事が社会に幾ばくかの影響を与えていているということを実感することができます。

また、医療課は、医系技官や看護技官、旧社会保険庁出身者、現役の医師等様々な経験や専門性を持った方で構成されていて、モチベーションの高い方が多く、そういった環境で働くことができることが医療課で働く上の魅力であると思います。

#### ～秋 データ収集と現状分析

本格的な改定の議論が始まる前に、データの収集と正確な現状分析が必要だ。医療費の動向、医療機関の経営状況、前回の改定の影響を調査する。調査対象となる医療機関の負担も考えながら、数々の調査をいかに効率的に、かつ過不足なく行うかがポイントだ。



#### 改定率の決定

改定率は1%の違いで、医療費で3700億円、国庫負担だけでも800億円という大きな影響がある。改定率が決まらなければ、政府の予算編成全体の大枠さえ決まらない。

4月 5月 6月 7月 8月 9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

#### 議論の本格化

この時期に中医協(報酬改定のための審議会)の議論が本格化する。年末の改定率の決定に向け、限られた財源をどの分野に配分するのか、関係者の綱引きが始まる。これまでに集めたデータを活用して議論のたたき台を作る。データ・エビデンスに基づいた議論が進む。



#### 診療報酬改定

いよいよ、ひとつひとつの医療行為や薬の値段が決まる。この改定で、望まれる医療サービスが増えていくのだろうか、現場のニーズに合っているのだろうか。医療関係者が固唾をのみ、見守っている。

# 現在進行中! プロジェクト紹介

# 社会保障協定の締結の推進



係長 小嶋 克利

主に実務面について担当。協議の対処方針の取りまとめなどを行う。

企画 廣島 匠

オーストリアとの協議担当。協議の対処方針の作成を行う。

企画 鈴木 麻早

ハンガリーとの協議担当。協議の対処方針の作成を行う。

課長 小出 顯生

各国との協議において、日本側の団長を務める。協議における議事進行や主導発言は団長から行う。

課長補佐 小澤 幸生

課長の代わりに団長を務めることもある。

係長 坪井 俊宣

協議の対処方針の取りまとめなどをを行う。

## 国際的人材交流を進めるために



### 国際化に伴う年金の問題

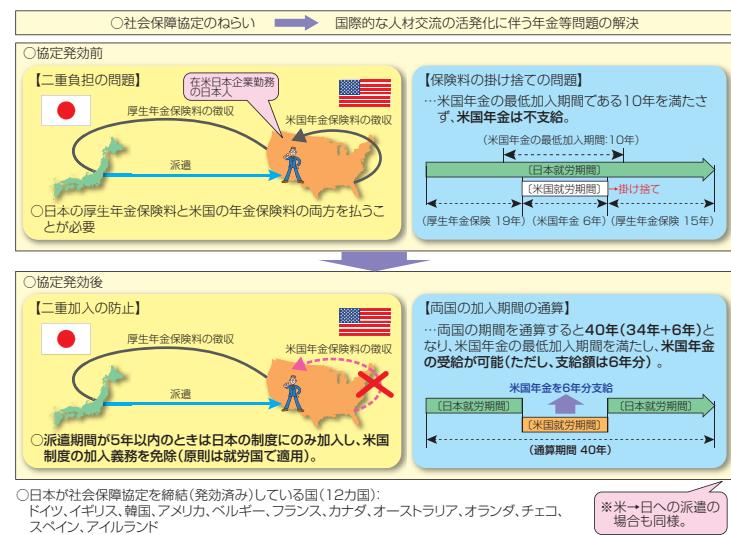
近年、国際化が進むにつれ、海外で働く人の数は増加してきています。これらの人々の年金の保険料はどうなっているか御存知でしょうか? 実は、海外で働く日本人のあるいは海外から日本に来て働く外国人の方は、原則として、その人が働いている国と自国の両方の国の年金保険料を二重に納めることになっているのです。また、他の国で保険料を納めたとしても、保険料を納めた期間が短い場合には、その国の年金が受けられない場合があります。そういう国際化に伴う年金の問題を解消するのが、社会保障協定(年金協定)です。

課長補佐 小澤 幸生  
平成13年入省

条約を結ぶことによって、両国の年金をはじめとした社会保障制度について両国間で調整を行うことが可能となります。

例えば、協定ができると、海外で働く方は、その滞在する期間に応じて、働いている国か自國のどちらか一方の国の年金保険料だけを納めればよいことになります。

### 社会保障協定について



### 社会保障協定(年金協定)とは?

社会保障協定は、2国間で結ぶ条約ですが、この

また、働いていた国が、年金を受け取るために10年、15年といった期間の保険料納付を定めている場合でも、働いていた国で年金保険料を納めていた期間と自国で年金保険料を納めていた期間を足し合わせた合計期間が、その年金を受け取るために必要な期間を満たした場合には、納めた保険料の分だけその国の年金がもらえることになります。

このように、各国との社会保障協定の締結を進めていくことによって、海外で働く方の負担が減るとともに、また、海外から日本に来て働く方の負担も減り、国際的な人的交流と経済交流が促進されることになります。

### 担当職員からのお仕事紹介

**坪井係長**：協定の締結までのプロセスのうち、最も重要なものの一つが、外国の代表団との対面協議です。相手方も社会保障制度のプロなので、お互いに熱い議論を戦わせます。

**鈴木主査**：そういうますが、特に、白熱しているのは、小出課長と坪井係長だと思います。

**小出課長**：それはしょうがない。こちらも日本を代表しているのだから、主張すべきはしっかりと主張し、譲れないことは、譲らない。これは、きっちりしないといけない。

**廣島主査**：相手から譲歩を引き出す駆け引きは、とても勉強になります。実生活でも学んで活かしていきたいです。

**坪井係長**：それは、使いどころを間違えないように。もっと、仕事の紹介をして。

**小嶋係長**：協定の交渉では、お互いが主張と譲歩を繰り返しながら、協定にどのような規定を盛り込んでいくのかなどを決めていきます。お互いの国の社会保障制度が違うので、協定の対象とする制度を年金だけにするか、医療も対象に含めるかなど、論点は多岐にわたりますが、これらの全てについてしっかりと議論を積み重ねていきます。

### 協定の発効に係るプロセス

協定を定めるには、いくつかのステップがあり、一つの協定を発効させるまでに概ね2~3年かかります。このプロセスを進めるため、日本の代表団として各国に出張したり、また、各国からの代表団に日本に来ていただいたりして、対面で協議を行います。このような協議を通じて、お互いの主張を摺り合わせていき、協定の内容を固めていきます。二国間で内容について合意し、協定に署名をした後、さらに、国内では、国会での承認手続などもあり、それらが終わると、やっと協定が発効されるということになります。なお、複数の協定について並行して協議を進めています。

**廣島主査**：そのため、交渉の前には、日本側の主張をまとめた対処方針を論点ごとに定め、それをもとに、会議の場でやりとりをすることとしています。この対処方針の作成が僕や鈴木さんの主な仕事です。

**坪井係長**：君たちの仕事が協議の鍵をにぎっているのだから、しっかりやってもらわないと。他に、対面協議とかで感じることは？

**鈴木主査**：協議の中では、激しいやりとりをすることもありますが、相手の代表団の人も、お互いの国のために良い協定を作ろうとしていて、互いの思いが通じ合っていると思える瞬間があります。そのときは、この仕事をしててよかったです。

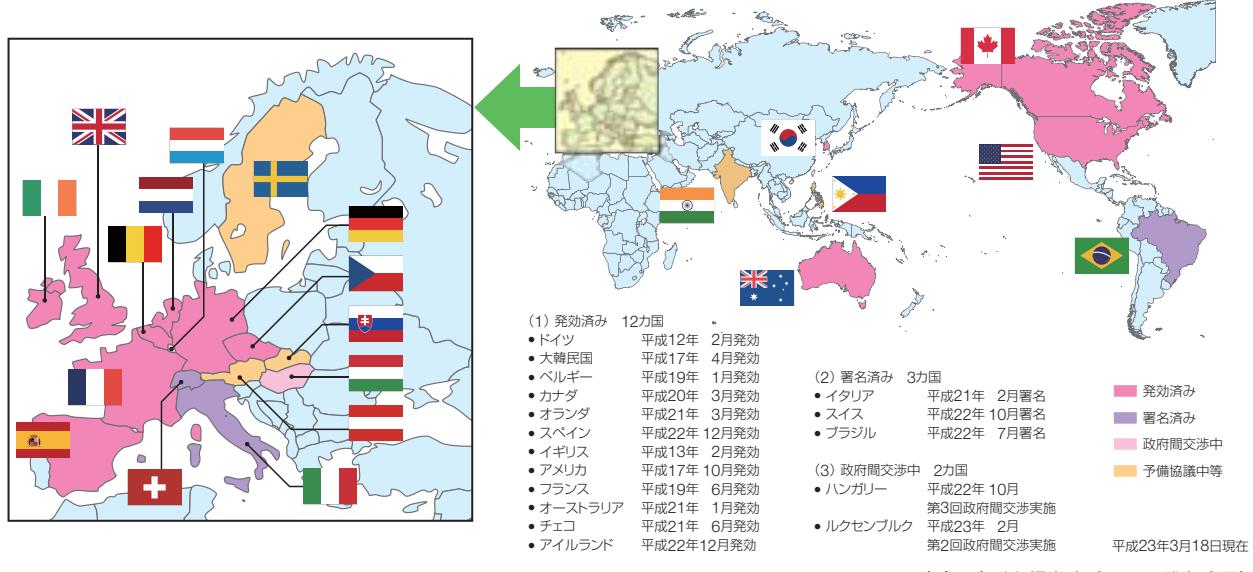
**小出課長**：たまにはいいこと言うじゃないか。

**鈴木主査**：課長、「たまには」は余計です。



オーストリアとの対面協議:東京にて

### 社会保障協定締結等の状況



企画官 田中 佐智子

制度の設計から対外調整までプロジェクト全体を統括する司令塔。

課長補佐 小園 英俊

制度の設計、法律案の作成、内閣法制局との調整、関係省庁との折衝などを担当。

係員 森 朝哉

関係資料・データの収集、作成、国会提出までの政  
府内手続などを担当。

課長補佐 坂井 元興

審議会の運営、労使団体等との調整、組織・定員要  
求などを担当。



## トランポリン型社会の構築を目指して



課長補佐 坂井 元興  
平成13年入省

度創設のプロジェクトに加わりました。

制度創設にむけ、月に数回、約1年にわたり審議会が開催されました。担当は、審議会における議論が円滑に進むよう、委員の方々に議論いただきたいポイントや関連する制度をまとめた資料の準備と本番での資料の説明です。途中、制度の財源の合意形成が難航しましたが、審議会が

労働者が失業した場合、第1のセーフティネットとなる雇用保険制度。雇用保険受給終了後も就職に至らないなど様々な理由により生活に困窮する場合、最後のセーフティネットとなる生活保護制度。入省後それぞれの所管課で制度を担当した上で、今回、第2のセーフティネットと位置づけられる求職者支援制度創設のプロジェクトに加わりました。

緊迫した空気に包まれる中で、チームの想いが込められた事務局案を言葉を選びながら説明した緊張感は忘れられません。

審議会での合意が得られるまでは予想以上に長い道のりでしたが、社会情勢・経済情勢を把握、分析し、制度を創ることで世の中にインパクトをもたらす国家公務員にしかできない貴重な過程を経験できたことは非常に幸せなことです。さらに、その過程は自分自身への大きな課題と成長を与えてくれました。

東日本大震災という大きなチャレンジに日本が直面する中で、現在、法律案は国会における審議を待つのみとなっています。求職者支援制度が、人材育成という観点から今後の日本を支える制度の1つとなることを信じ、成立に向け全力を尽くしたいと思っています。



課長補佐 小園 英俊  
平成14年入省

非正規で働く方が労働者の3割を超える、一年以上失業している方が失業者の3割に迫るうとしている今の労働市場。この制度の創設を望む声は、こうした労働市場の変化を背景に高まってきた。失業していても雇用保険を受けられない方が、必要な場合には給付金も受給しながら、訓練を受け、再び職に就いていく。

一不幸にして失業してしまっても再就職しやすい「トランポリン型社会」の構築—政府が描く未来図の、まさに一翼を担う求職者支援制度の創設、それがこのプロジェクトです。

まず担当したのは、審議会に提示する制度案の検討。給付金の支給要件をどうするか、就職支援をどうするかなど、係員に他の制度を調査してもらったり、係長に理屈を捻り出してもらったりしながら、自分達の思いも込めた案を作り、上司にぶつけて議論を重ねる日々。新しい制度を一から考える過程は、役人の醍醐味を感じさせるものでした。

もう一つは「条文を書く」ということ。法律案を作成する時は、内閣法制局という機関の審査を受けます。憲法をはじめ他の法律と整合的か、やりたいことが正確に表現できているかなど一言一句議論を重ねていきます。作業は連日深夜に及び休日も休めない生活。曜日の感覚もなくなり、森係員はよく「今日って何曜日?」と聞いていました。

プレッシャーの中で厳しい仕事が続きましたが、法律案が国会に提出されたときの充実感はひとしお。今は、法律案が無事成立することを願いつつ、その先にある制度のスタートを目指して、また議論を重ねる毎日です。



係員 森 朝哉  
平成22年入省

入省してわずか4ヶ月、まさか新規立法の企画・立案に関わることになろうとは夢にも思っていませんでした。法規係に配置され、小園補佐の下、初めのからは審議会で議論するための資料を作成すべく他制度の調査を行い、審議会での議論を踏まえた法案の作成に当たっては、どのように条文に規定すべきなのか、

前例探しや、他部局の法改正経験者から知識を拝借する毎日を過ごしていました。自分のできることは本当に小さな事ばかりでしたが、それが制度の基になるかもしれないという認識を持ち取り組みました。財務省を始め、他省庁とのダイナミックな調整を間近で感じることができたのも、とても大きな経験です。

また、学生時代とは違い、自分の行動に大きな責任が伴うことのプレッシャーは非常に大きいものでした。特に緊張したのは、法案の作成作業が終了し、国会に提出する手続を自分で調べ、自分で実行しなければならなかつたことです。手続は意外と複雑で、ついつい忘れてしまうこともありましたが、そんな時は必ず先輩が助けて下さり、チームワークの大切さを強く感じました。

そんなこんなで作業は連日深夜まで続きましたが、ご飯を食べる時間や寝る時間も惜しみ、よりよい案を絞り出さんとする先輩方の根気強さ、法案にかける熱意に負けないよう、自分も必死に食らいつきました。多くの人の様々な思いが詰まっているからこそ、法案を国会に提出した時の感動は、一生忘されることのないものになるのだと思いました。

### プロジェクト・チーム誕生!

非正規労働者対策を強化するため「派遣・有期労働対策部」を新設。新たな部に与えられたミッションの目玉は、雇用保険と生活保護との間の第2のセーフティネットとなる求職者支援制度の創設。次期国会に関連法案を提出すべく、専任のプロジェクト・チームが置かれ、制度創設に向けた検討の日々が始まる。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

### 労働政策審議会での議論、キックオフ!

労使代表、学識経験者で構成される労働政策審議会で、求職者支援制度の制度設計について議論を開始。就職につながる効果的な訓練をどう確保するか、求職者が安心して訓練を受けるために必要な支援は何かなど、よりよい制度を創るため、皆が知恵を出し合う。

### 年末、取りまとめに向けた議論は続く

国の財政状況が厳しい中で、制度の創設に必要な1,000億円を超える財源の確保が大きな課題に。財務大臣、国家戦略大臣、厚生労働大臣の折衝で、財源には税金と労使が負担する雇用保険料を充てることになったものの、労使代表からは全額税金にすべきとの声が…。審議会の取りまとめに向けた議論は、年をまたいで続くことに。

### 法案、ついに国会へ

年が明けてからも厳しい調整は続いたが、関係者の誰もが持っていたのは、「今こそが求職者支援制度を創設すべき時」という思い。最後はその思いが意見をまとめ、事務局が提示した法律案に一致して賛意が示された。そして、法律案は閣議決定され、2月14日、ついに国会へ提出された。



(プロジェクト担当:職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課)